

控訴審での被害者参加について

ハートバンド代表 前田 敏章

一巡目で述べた意見の補足をさせていただきます。

第4回の議論での、佐藤室長、香川課長の御説明では、心情の意見陳述（刑事訴訟法第292条の2）は、控訴審でも認められるということだったと思います。私もそのように理解しておりますし、実際に多くの事案で行われていることを見ております。他方で、佐藤室長から「心情意見陳述は、控訴審で事実の取調べがされた事件に限る」かのようなニュアンスの御説明がありましたが、その点は、被害者としては納得しかねます。また、刑事訴訟法第316条の38の意見陳述について、法律専門家の方から、控訴審の構造からは認められないという趣旨の発言がありましたが、これも理解しかねるものでした。

そこで、この二つの意見陳述制度について、被害者の立場から、意見を述べます。

(1) 意見陳述と被害者参加の制度趣旨

まず、強調したいのは、意見陳述制度の立法趣旨のことです。

立法担当者の解説（有斐閣「逐条解説犯罪被害者保護二法」100頁）によれば、（平成12年改正の）刑事訴訟法第292条の2の立法趣旨は、次のとおりです。

- ① 裁判が被害者等の心情や意見をも踏まえた上でなされることがより明確となり、刑事司法に対する被害者等を始めとする国民の信頼を一層確保することに資する
- ② 被害者等に一定の範囲で刑事裁判に主体的に関与させることにより、過度の応報感情に走ることの防止に資する
- ③ 被告人に被害者等の心情や意見を認識させることにより、被告人の反省を深め、その更生にも資する

さらに、平成19年の改正で被害者参加が認められた理由について、やはり、立法担当者の書いた文献（有斐閣「Q&A 平成19年犯罪被害者のための刑事手続関連法改正」78頁）では、次のとおり指摘されています。

- ④ 犯罪被害者基本法第3条第1項からすれば、被害者が、その被害に係る刑事事件の裁判手続においても、その尊厳にふさわしい処遇を保障されることが重要である
- ⑤ 被害者等が、自らが被害を受けた「事件の当事者」として、その被害に係

る刑事事件の裁判の推移や結果に重大な関心を持つことは当然のことであつて、刑事裁判の推移や結果を見守るとともに、これに適切に関与したいとの被害者等の心情は、十分に尊重されるべきであると考えられる

- ⑤ 被害者等が刑事裁判に適切に関与することは、その名誉の回復や被害からの立ち直りにも資するものである
- こうした立法趣旨を出発点にしてお考えいただきたいと思います。

(2) 議論の際の思考方法

真実発見と適正手続の保障、という二つの価値が、刑事訴訟法の最大の目的であり、これを二当事者の対立構造の中で検察官と被告・弁護人が主張・立証を尽くすことで実現していく、という基本構造については私も理解しております。他方で、今、申し上げたとおり、被害者の意見陳述は、この二つの価値とは別の三つ目の価値、一言で言えば「被害者の尊厳」に由来して設けられた制度であることを、釈迦に説法かとは思いますが、今一度、お考えください。この三つ目の価値は、平成12年の改正、犯罪被害者等基本法の立法、そして平成19年改正で、我が国の法体系において、確固たる価値として認められているわけですから、真実発見と適正手続保障という二つの価値や二当事者対立構造という基本枠組みを害しない限りでは、最大限、尊重されるべきだということです。

そうしますと、被害者の意見陳述を認めるか否かを考える上での思考方法としては、「高裁の裁判官が判断するのに必要がない」とか「事後審だから必要がない」という視点ではなく、被害者の尊厳を保障するために必要・有益なのかどうか、という視点で考えるのが基本です。

その上で、第二段階として、被害者の尊厳を保障するために必要・有益だとしても、真実発見や適正手続保障に弊害をもたらすのか、あるいは二当事者対立構造を崩すのか、という視点で考える必要があります。

「事後審の構造からすると被害者の意見陳述を認めるべきではない」という発想は、そもそも被害者の尊厳という三つ目の価値を出発点とする立法趣旨を無視する議論のように思えます。そのような考え方からすれば、そもそも、被害者参加も意見陳述も、何もかも「必要ない」ということになってしまいます。

意見陳述や被害者参加は、飽くまでも、かつての刑事訴訟法が予定していた二つの価値とは別の「被害者の尊厳」という、三つ目の価値を認めたところから始まったのですから、今回の議論でも、そこが出発点になるべきです。

(3) 意見陳述の必要性和弊害の不存在

そのような観点で、まず、刑事訴訟法第292条の2の意見陳述を控訴審において認めるべきか否かについて申し上げます。

第一段階目の「被害者の尊厳を保障するために必要か」という視点で考えますと、必要であることは明らかなです。一審判決を聞いた事件の被害者には何らかの心情が生じることが普通です。また、検察官や被告人が控訴したということがあれば、それを踏まえての心情が生じることにも普通です。高等裁判所で自らが被害に遭った刑事手続の審理が行われているときに、意見を言う機会を保障するのは、当然のことではないでしょうか。国民の誰に聞いても「そのくらい言わせてあげるべきだ。」と言うでしょう。被害者の意見の内容を、高等裁判所の裁判官がどこまで斟酌^{しん}するかは別問題です。被害者にとっては、蚊帳の外ではなく、手続に参加できたことがまず重要なのです。前述の立法趣旨の①から⑥までのどの点からしても、意見陳述の必要性があることは明らかなです。

この点、第4回で紹介した事例を踏まえて、敷衍いたします。この事例は、母親が、加害者の無謀な運転で死亡した交通犯罪の刑事事件で、一審は禁錮3年を言い渡しましたが、検察官が量刑不当で控訴し、高裁で懲役3年に変更された事案です。第1回の公判で、遠方から被害者参加人がやってきたのに、高裁の裁判官は、刑事訴訟法第292条の2の意見陳述さえ認めず、理由の説明もせず、5分で結審しました。この事案では、意見陳述による弊害があるとか、例えば被害者参加人に何か問題があったとか、そういう事情は全くありません。ただし、事実調べはなされていません。この裁判官は、事実調べがなければ意見陳述をさせない扱いをしていると聞いています。

女手一つで兄妹を育ててくれた母親が、何の落ち度もなく無謀運転で殺された事案です。20歳そこそこの被害者遺族である娘さんが、仕事を休んで、飛行機に乗って、東京からやってきたのです。申請していたのはわずか5分程度の意見陳述です。それを「話を聞く必要はない。理由も説明しない。」、こういう態度の裁判官が、被害者の尊厳を保障するという三つ目の価値を理解しているのか、あるいは、国民から見て、常識的な訴訟指揮をしているのか、甚だ疑問なわけです。

法律専門家の方にお聞きしたいのですが、事実調べをしないケースで、被害者が心情意見陳述をしたら、「真実発見」や「適正手続の保障」が害されるのでしょうか。二当事者対立構造が崩されるのでしょうか。私たち被害者には、「何の問題もない」ように思えます。

もともと、心情意見陳述は、二当事者対立構造での審理にとって「必要が

ある」から導入されたわけではなく、それとは別の価値に由来するものを「二当事者対立構造を害しない範囲で認めた」ものなのですから、刑事訴訟法の構造論を振りかざして「必要がない」という議論はおかしいと思います。

このように、高裁の裁判長の中には、意見陳述の意義について軽視している方がいる以上、犯罪被害者等基本法第4条による最高裁の責務として、通達を出すなりして、弊害がない限り、控訴審でもすべからず意見陳述を認める運用をしていただきたいと思いますし、そういう通達が出せないなら、法改正をして明文化し、控訴審においても、正当な理由のない限り、心情等の意見陳述はできるということを明確にしてほしいと思っています。

(4) 刑事訴訟法第316条の38について

刑事訴訟法316条の38についても、同様です。もともと、被害者参加人は検察官の主張の範囲でしか意見を言えないわけですから、被害者参加人が意見を述べたからといって、二当事者対立構造を崩すというような大袈裟な話になるとは思えません。それを言い出せば、そもそも一審も同じです。

先ほど紹介した例は、検察官が量刑不当で控訴した場合ですが、このような場合には、基本的には被害者は、一審判決は軽すぎて不当だと思っているわけです。被告人側の控訴の場合でも「被告人が、刑を軽くしてくれ」ということに対して、当然、被害者参加人は言いたいことはあるわけです。

事件の当事者である被害者が意見を言うことが、刑事訴訟法の基本構造に反するかのような、第4回での法律専門家の方々の説明は、私たち被害者、そして国民の方にも納得できない議論だと思います。むしろ、被害者の尊厳という三つ目の価値からすれば、被害者の心情意見陳述、事実又は法律適用の意見陳述はできて当然であり、例外的に、具体的弊害がある場合に制限できるという運用にすべきです。それが現行法の条文の配置 うんぬん 云々という形式的な理由でできないというならば、法律を改正してもらいたいと思います。

繰り返しになりますが、意見陳述制度や被害者参加制度が認められるようになった立法趣旨からすれば、真実発見、適正手続の保障、二当事者対立構造、これらを害しない限りでは、意見陳述は認められるべきだと思います。

そして、第4回の議論を聞いていても、被害者の意見陳述を認めることによって、刑事訴訟法の基本構造が変わってしまうというような弊害があるとは、少なくとも、私には、全く思えなかった、ということです。

前回、奥村教授も御指摘されましたが、犯罪被害者はこれまで「忘れられた存在」であったわけです。基本計画で「刑事司法は犯罪被害者のためにも

ある」とあえて書かざるを得なかったのは、被害者の権利にようやく光が当たり始めた段階で、真の権利回復への道は容易なことではないという実態を察知してのこととと思っています。他の論点とも共通しますが、被害者の権利回復が何より求められているという観点をより強く意識していただき、正に必死に取り組み、そして訴えている被害者等の思いを丁寧にすくい取っていただきたいということを重ねて述べさせていただきます。